

登録教習機関の公示について（業務の廃止）

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条による業務の廃止として労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社寒河江自動車学校
登録教習機関の住所	山形県寒河江市大字寒河江字久保1番地
代表者の職氏名	代表取締役 片桐秀一
廃止する技能講習の範囲 及び登録番号	フォークリフト運転技能講習 第86号
廃止年月日	令和8年5月9日

令和8年5月11日

山形労働局長

